広島県公安委員会告示第30号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年5月8日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 類	型式名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住所)
3 P03 84	告示の日 (令和5年5 月8日)から	ぱちんこ 遊技機	Pフィーバー機動 戦士ガンダムSE ED S	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 (東京都渋谷区渋谷三丁目	左同
2 S 17 98	同上	回胴式遊 技機	Lからくりサーカ スG	29 番 14 号) 同上	左同
3 P02	同上	ぱちんこ	Pフィーバークィ	株式会社ジェイビー	左同
29		遊技機	ーンⅡ V	代表取締役 富山 一郎 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	
3 S 02 59	同上	回胴式遊 技機	S戦国恋姫FC	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目1番4号)	左同